

豊中市身体障害者点字図書給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（以下、日具要綱という。）第16条の規定に基き、点字図書の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この要綱による給付対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されているもので、主に情報を点字によって入手している視覚障害者（児）とする。

(給付対象の点字図書)

第3条 この要綱による給付の対象となる点字図書は別途定める「点字図書給付対象出版施設」（以下「出版施設」という。）が出版する点字図書とする。ただし、点字新聞以外の月刊や週刊等で発行される雑誌等は除くものとする。

(給付の限度)

第4条 給付対象者一人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものについてはこの限りでない。

2 点字新聞を年間購読する場合は、前項に規定する限度とは別に1世帯につき1タイトル、1巻として給付できるものとする。

(給付の申込)

第5条 給付を受けようとする者又はその保護者は、「日常生活用具給付（点字図書）申込書」に出版施設が発行する「点字図書発行証明書」（以下「証明書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申込があったときは、必要事項を調査のうえ、「点字図書給付台帳」（以下「給付台帳」という。）に記載し、給付をすることが適切であると認めたときは、日具要綱第6条に定める「日常生活用具給付決定通知書」を申込者に交付することにより通知し、同時に同条第2項に定める「日常生活用具給付券」及び証明印を押した「証明書」を出版施設に送付する。

(自己負担額)

第7条 点字図書の給付決定を受けた者の自己負担額は、日具要綱第9条の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額（一般図書の購入価格相当額）とする。

(点字図書の購入)

第8条 点字図書の給付決定を受けた者、又はその保護者は、自己負担額を添えて、出版施設に申し込み、点字図書を購入する。

(市の負担)

第9条 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

(施行細目)

第10条 この要綱の実施について、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 13 年 9 月 1 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。